

第四十六回国 参議院 商工委員会 會議 録 第九号

昭和三十九年三月三日(火曜日) 午後一時二十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 前田 久吉君
理事 赤間 文三君
上原 正吉君
近藤 信一君

委員

岸田 幸雄君
阿部 竹松君
八木 一郎君
吉武 恵市君
奥 むめお君

国務大臣 通商産業大臣 福田 一君
政府委員 通商産業 政務次官 竹下 登君
通商産業省 重工業局長 森崎 久壽君
通商産業省 益事業局長 宮本 悖君

事務局側 常任委員 小田橋貞壽君
会専門員 赤沢 璋一君
説明員 通商産業省通商 局経済協力部長 赤沢 璋一君

本日の會議に付した案件
○特許法等の一部を改正する法律案 (内閣提出)
○アジア経済研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○軽機械の輸出の振興に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
○電子工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(前田久吉君) ただいまから、商工委員会を開会いたします。まず、委員長及び理事打ち合わせ会の協議の事項について御報告をいたします。

○委員(前田久吉君) 次は二月二十八日、本委員会に付託されました特許法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。福田通商産業大臣。

○国務大臣(福田一君) たいま提案になりました特許法等の一部を改正する法律案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

本法案は、特許庁事務の機械化に伴いまして特許法、実用新案法、意匠法、商標法の登録関係の条文を改正しようとするものであります。

会一般の関心はとみに高まっております。出願件数は逐年累増し、昭和三十八年の特許、実用新案、意匠、商標の出願件数は二十六万五千に達しております。

出願件数の増加は、審査に要する期間の延長をもたらしているのみならず、出願受理事務、書類の進達発送事務、登録事務等の特許庁の一般事務の遂行に深刻な影響を与え、これら事務の遅延、停滞を生じ、また、これら事務に過誤を生じる例が多くなるなど、全般的に事務遂行に円滑を欠くに至っております。

このような事態に対処いたしましたし、出願、登録等の事務処理方法に画期的な改善を加えるため、昭和三十九年度からは、電子計算機を利用して事務を機械化いたしました。事務処理の迅速、正確を期し、能率向上をはかることといたしました。

これは、従来帳簿に記載しておりました事項を、電子計算機に記憶させることにより、出願、登録関係の事務処理を可能な限り、機械的にこなすことといたしております。

第一は、登録の原簿を磁気テープ等をもって調製することができることとするのであります。従来は、登録事項は原簿に登録することとなっており、磁気テープ等を従来原簿の概念に含ませることには少々無理が、磁気テープ等をもって原簿を調製できることを法文上明らかにしようといふものでございます。

第二は、これに伴いまして登録の原簿のうち磁気テープ等をもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求できることとし、その場合の手数料の最高額を定めることとあります。

以上が、本法案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上可決せられますようお願い申し上げます。次は、アジア経済研究所法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(前田久吉君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は後日に譲ることいたします。

中国と日本との貿易に関する研究について、御答弁を賜りたいのであります。

○説明員(赤沢璋一君) 前回は御答弁申し上げましたが、中共関係の調査のことでございますけれども、中共地区はやはりアジアの地域に属して一部でございます。かつまた将来とも密接な関係のある地域でございますので、アジア経済研究所といたしましては、この地域につきましても、ほかの地域と同様相当な力を入れて研究を進めておるのでございます。現在まで研究いたしました成果は、それぞれ書物にいたしまして、一般にこれを知っていただくようにいたしております。

現在まで約十三テーマ、十三の資料を作っております。一例を申し上げますと、中国の経済建設と華僑の問題、それから中国人民公社の組織と機能、中国の貿易組織、中国の鉄工業と機械工業の技術水準、中国の経済発展と対外貿易といったようなテーマにつきまして、過去数年にわたって研究を続けております。昭和三十九年度——来年度におきましても、やはり中国関係の研究を引き続き続行いたしてまいりたいと思っております。

現在まで私どもの手元に、まだ計画しておりますが、中国関係の経済の長期見通し——第一次の五カ年計画は終わりました。引き続き経済計画をやっておりますが、それぞれの手に入りまします限りの資料をもとにいたしま

して、中国経済の長期の発展につきま
しての研究を三十九年度からさらに引
き続き手がけてまいりたい、かように
考えておるところでございます。

○近藤信一君 いま御答弁がございま
して、各分野にわたりました、それぞ
れのテーマを持って研究しておられる
ことはもう事実でございますが、過日
私どもが要求しまして一応配付してい
ただいた書籍の中を見まして、特に中
国の対外貿易は、貿易構造及び制度、
それから組織の面で、政府それから特
に党の戦略、戦術によって大きく左右
されるので、その実態を常に研究調査
し、これを長期的、短期的変化の過程
として把握することが絶対に必要だ、
こういうふうなことも言われておるわ
けなんです。こうして中国の対外貿易
については、研究調査の結果を単に書
物にして配付する、こういうことだけ
でなくして、やはり政府なり貿易業界
へかくかくの事情であるから、かくし
たらいいだろうというふうな進言とい
うふうなものもなされるのかどうか、
この点についてどうですか。

○説明員(赤沢璋一君) アジア経済研
究所は、いま申し上げましたような研
究成果につきまして、中国関係のみな
らず、一般に研究をいたしました成果
を書籍にいたしまして、関係の方面に
それぞれ御配布を申し上げまして、広
く一般の研究に資することといたして
おりますが、いま御指摘のように、書
物関係の配布だけでは非常に範囲が狭
いわけでございますので、やはり広報
活動、普及の一環といたしまして、そ
のほかのこともいたしております。そ
のほかのことと申しますのは、セミ
ナールの開催という形で一般の参加を

求めまして、研究の結果を発表し、討
論会などを開くということございま
す。

一例をあげますと、昭和三十七年
でございますが、三十七年度におきま
しては、十回にわたるセミナーを開い
ております。そのセミナーのテーマ
の一つに、やはり中国経済発展の現
階というテーマで一回セミナーを開
いております。そのほか、テーマとい
たしましては、アジア経済開発とナ
ショナルリズムの問題、世界貿易とアジ
ア経済との関係等々のテーマでござ
いまして、三十八年度——本年度にお
きまして、すでに五回セミナーを開
催いたしております。引き続きまして
来年度以降も、これに要します費用を
予算に計上いたしておりますので、
一般の方々の御参加を得て、広くこ
の成果を普及したい、かように考えて
いるわけでございます。

○近藤信一君 ただいまの答弁で、講
演会を開いたり、またセミナーを開
催しているの普及している、こうい
う御答弁でございますが、三十九年度
の予算面を見ましても、事業費として
三千五百万円の予算が組まれているわ
けなんです。一体このセミナーまた
講演会等が年間何回ぐらい開かれてい
るのか、その点をおわかりでしたらお示
し願いたいと思っております。

いますので、経費等はそうかかりませ
んが、約百三十万円程度の経費を計上
いたしております。

○近藤信一君 セミナールはおよそ月
一回開いておられるようですが、それ
に参加される人員といえますか、事業
所といえますか、どれくらいございま
すか。

○説明員(赤沢璋一君) セミナールの
テーマによりまして、関係の関心の深
い方が多い場合、少ない場合、いろい
ろとございますので、一がいには申し
上げられませんが、大体少ない場合で
も三、四十人、多い場合には七、八十
人というふうな感じでございます。参
加いたしております人たちは、主とい
たしまして関係の業界の方々、それか
ら研究団体の方、こういった方々が大
部分のようでございます。

る国の税制体系なり、あるいは為替制
度であるとか、あるいは労働事情であ
るとかというふうな基礎にわたる知識
を得まして、それがそれぞれの具体的
な案件に際して役に立っております。し
たが、私どもも考えております。したが
いまして、すぐそれがこのためにどう
だったというふうなことは何って
ないのでございます。

○近藤信一君 その他に広報活動の面
はどういうのがありますか。

○説明員(赤沢璋一君) たいま申し
上げましたセミナーあるいは講演会
といったものは、広報活動と申
してよろしいかどうかわかりませ
んが、大体月に十件前後でございます
が、関係の団体あるいは会社等か
ら、アジ研にいろいろの問題につきま
しての照会が来っております。特にこ
ういふ基礎的な研究をいたしてござ
いるところでございます。また資料
等も先般申し上げましたように、アジ
アのことに関する限りは、おそらく日
本でも一番資料が整備をされておる機
関であろうかと思っております。これ
から先、たとえば合併事業をいたした
ら、あるいは技術者の派遣をいたした
ら、あるいは相手国につきまして、その
開発計画でございますとか、貿易の統
計でございますとか、あるいは税制
の内容でございますとか、あるいは税制
のことにつきましての問い合わせと申
しますか、照会と申しますか、そう
いうものが月に約十件前後平均してあ
るようでございます。こういうこと
につきまして、やはり広報あるいは
サービスの一面といたしまして、それ
ぞれに御回答をし、あるいはその関
係の資料を御提示し、あるいはあそ

の中にも閲覧室がございしますので、
閲覧室を利用していただいて、関係の
資料を見ていただくというふうなこと
をしておるのでございます。

○近藤信一君 アジア地域における貿
易経済等の相談が業界からあると思
うのですが、研究所へ。そういう場合
にはその相談に乗っていろいろとサ
ェンされるわけであるかと思うの
でありますが、そういうときには研究
所として何か費用なんかお取りにな
るか、無料で相談に当たられるのか
うか、この点をひとつ、どうですか。

○説明員(赤沢璋一君) 政府が多額
の補助金を出しておる研究所でござ
いまして、そういった関係につきま
しては、すべて無料で資料の提供ある
いは情報の提供等をしております。
○近藤信一君 そういう御相談は、一
がいには言えないと思うのですが、相
当ありますか。

○説明員(赤沢璋一君) 先ほどお答
え申し上げましたように、大体いまま
の実績では、月に約十件前後という
くらいであろうかと存じております。

○近藤信一君 特にアジア地域で、研
究所が重要地域とお考えになってお
られるような地域がありますか。重点
的におやりになるという。

○説明員(赤沢璋一君) アジアの地
域、中共も含めまして非常に膨大な地
域でありますし、国もたくさんござ
いますので、特にこの国を重点にと
いうふうには考えておりません。た
だ、事業計画を組みますときに、三
十六、七、八、九というふうな、や
り非常に長期かつ基礎的な研究調査
をいたすわけでございしますので、特
に一国だけあるいは一、二カ国の国を

について、より周知徹底させるための前向きな検討を加えるとともに、これがごく特殊な方々のみがその恩典に浴するといふきらいをなくすべく、たとえ、広報活動にいたしましても、講習会、ゼミナール等の回数をふやすとか、いろいろな形において検討を加えなければならぬという感じを率直に受けましたので、申し述べさせていた

○樺繁夫君 もう一言希望しておきますが、ここへ名前の出ておるような出資者ですな、こういうところは、国の手を借りなくとも、自分の力で十分調査もできるように思われるところが多うございませう。ですからこういうところを中心にして会員会社だけが恩恵を受けるようなことではなくて、三億七千万も国が補助をする、年々これは増加するかも知れぬ、であればもっと国民全体がアジ研の業績、なるほどこれならひとつ予算も増額せよいかぬといふようにするために、いまのようなほんとうに限られた範囲の研究成果の報告、発表あるいはゼミナールの開催というふうなものだけでは、私は先行き不安だと思ふ。またこういうものなら財団法人でけっこうだ、この程度なら、ひとつ抜本的にこれはお考え直しをされる必要があると思ひます。あわせて竹下さん、ジェトロの今度あなた待遇の開きを縮めるようにだいたい努力したというお話でございましたけれども、待遇もさることながら、出張所なり事務所を設置されておる地域で、ほとんど活動ができないということとを各地のジェトロの駐在員は訴えておりますよ。活動しようにも動きようがない。月給だけはくれるけれども、

自分が持たされておる仕事をやって本國に報告をする活動をする金がない。だから大使館にすわっておいて、新聞や雑誌を読んで、そしてそれを翻譯して送って行くといふくらいが関の山にたつてしまつて、ほとんどジェトロとしての独自の活動ができない。したがって、国内の期待にも沿えないという状況になつておるように思ひましたから、せつかく国民の血税を使うのですから、むだづかいにならぬように、ひとつ特に考え、再検討していただくように要望しておきます。

○阿部竹松君 この一部を改正する法律案は、二名以内を三名以内にする、こういうことですが、簡単に申し上げて三名にすると、こういうことに通ずるわけですか。

○説明員(赤沢璋一君) さようでございます。阿部竹松君 そうしますと、三名と限定したらいかかですか。そうでなければ二名以内を三名以内といふことはどうもわかるようではなからぬので、ね。三名にするといふことが前提条件で法を改正するわけですから、そうすると、立法上のためまえからいって、三名とどう明記するのが当然じゃないですか。

○説明員(赤沢璋一君) 法律用語のことでございますので、私から御説明申し上げるのはいかがかと思ひますが、二名と、こう書いておられます、おそらくかりに一名が欠員になつて、病気でやめるとか何とかいふときに、やはり二名以内といふことであらば法律でいんですが、法律に二名といふことであれば、二名びつちといふければいかぬといふことになるのでは

ないかと思ひます。そこで、普通こういう場合には、何名以内といふことになつておきます、二名でもいいし、まあそういう欠員その他があつて一名という事態がある場合もある、こういうことで何名以内といふのが慣例になつておるようになり承知いたしております。

○阿部竹松君 そこで、いま御答弁があつたように、二名を三名といふふうにするわけですが、あまりここで論争するまでもなく、お互いにかつておるわけですが、ただ、私はこの法案と一緒に審議しておる電源開発の理事三名をふやすという法律が出ておられます、期限立法で。したがって、私はこの点についてきわめて関連がある将来の問題もありませんのでお尋ねしておきたいと思ひますが、この電源開発は、現在は小さいわけですが、昭和四十二年まで、中国とか、近畿にまで揚げ他火力発電所をふやすといふことですか、だんだん大きき等においても、東北あるいは北陸、四国に匹敵して行くわけですか。そうしますと、電源開発のほうは理事といふ名称ですが、電力会社にしてみれば取締役といふものに該当すると思ふのです。各電力会社の取締役はどのくらいかといふことを調べてみましたところ、東京電力、関西電力、中部あるいは東北にしても、北陸にしても、北海道電力にしても、十三名、十五名、あるいは二十名等の取締役がそれぞれ定款に明記されておるわけですか。したがって、私どもは膨大になつていく電発のことですから、理事五名を八名にするといふことについては、これは賛成する。ただ、衆議院段階における社会党のわれわれの仲間が

反対したといふことは、やはり手続上の諸問題についての賛成できなかった点について反対されたのだと私は解して積んでいる。そうしますと、一方どうして必要な電源開発のほうは議員立法で出す。なるほど議員は幾ら立法措置を講じてもいいわけですから、提案権があるわけですから出すのはけつこうですが、一方どうしても必要だと思われはるほうは議員立法で、このアジ研ごときは、おそらく評議員数が百五十名もあるわけですから、これはもう日本一の大きな役員を持つた組織です。これを政府が三名にしなればならぬといふのは、僕は全くこの場で賛成したい。この問題についてはもうあまり多く議論をすることを好まないんですが、どうも通産省の中で筋が一本通つておらぬような気がする。これを出すんだつたら電源会社のほうも出して、そして一緒に……。そこに宮本局長がおいでになつておるのですが、その理由についてはこの間聞きました、通産省としてやる場合には、やっぱり同じような態度をもって臨まなければ、法律が違つたら片や議員立法、片や政府提案といふことになしに、同じ目的で同じ趣旨で、仕事の内容が違つても、目的、趣旨は同じなんですから、そのほうが筋が通るような気がする。しかし、これは私が言うのが誤りかも知れませんが、納得のいくように御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(竹下登君) 非常にむづかしい問題であります。が、実際問題といたしまして、私は提案権の本質論は別といたしまして、電発—電源開発促進法の改正にしても、政府提案とす

べきであつたといふ感じを私自身持つております。ただ非常に歯切れの悪い答弁であつたように私自身も拝聴いたしており、また衆議院段階の速記録も拝読いたしてみまして、私自身がなぜ政府提案をしなかつたかといふことに對する答弁をすいぶん研究してみたいわけでありませう。研究すればするほど、率直に言つて私自身歯切れの悪さを痛感いたしましたおるわけでありまして、ただ、しいて今日の時点において申しますならば、先般の国会後の時点に立つて申しますならば、先般衆議院にされたものがその姿において今日御審議を賜つておるといふことであり、そしてアジ研自体については、やはりこれは政府提案、そういうたぐいのことは政府提案が妥当であるといふものの方々に立つて提案申し上げたといふふうには理解するしかないと申すに私自身感じております。

○阿部竹松君 竹下政務次官も池田内閣というワツクの中と自民党という組織の中に存在しておる一議員ですから、なかなかあなたの自由にかぬといふことはわかりませう。しかし、いまの政治というものは、吉田さんの時代から岸さんの時代になつて、今度池田さんです。やがて自民党は、右の中曾根康弘さんとか、左の竹下政務次官、こういう人が自民党のバック・ボーンにならなければならぬ。そのあなたがお説が悪く感ずるといふことで、おしまひのほうは……。それではちよつと困るのですが、しかし、それはそれとして、評議員その他の役員は日本一の組織ではないわけですか。政務次官の出身の早稲田大学といふのは、名実と

もに日本有数の大学です。それと同時に、評議員の数が多く、大学としても早稲田大学は日本で有数の大学だ。この早稲田大学よりも三倍も多いのですから、その上にまた役職を一名つづけてくれというのですから、これはめっちゃくちゃだと思えますけれども、しかし、それがなければやっつけぬということであるならば、監督業務の上で必要でしょう、国から金を出しているんですから。しかし、そのあたりどうも筋が通らぬのと、もう一つ昔のアメリカの極東軍司令部のあったあの跡に、膨大なビルが建てられているですね、研究所のビル。あれはどの金で建てたのですか。

○説明員(赤沢璋一君) たいだいまの御質問のビルはアジア研のビルのことをお示しだと思えますが、アジア経済研究所のビルは、あそこの市ヶ谷の横にありました両有地の払い下げを受けまして、昭和三十七年度から起工いたしました。昭和三十七年度から起工いたしました。この総経費は六億二千七百万円余ということでございまして、建物が四億七千万円、土地が一億四千万円ということに相なっております。これに要します経費でございまして、建物の経費につきましては、政府からの出資の金を一億円これに充てる。それから民間からの寄付金が約二億七千万円でございます。そのほかに民間の出資金七千六百万円をこれに充てております。土地のほうは、これは政府の出資金一億円をもって土地の払い下げを受け、残りの約五千万円につきましては、五カ年間で一千万円ずつ分割して納入するという計画に相なっているでございます。

なお、あのビルにはアジア経済研究所だけが入っているのはございませんで、その約半分程度は外務省が所管をいたしております。技術協力事業団に貸しているという形をとっておりまして、いわば経済協力に關しますところの二団体がこれに入っているというふうに相なっております。

○阿部竹松君 たいだいまの御説明をいただくと、政府の出資が約五分の一弱ですね。そうすると、もう政府の発言権というのはいさわめて薄いことになりやせぬですかね。あなたが行っても歓迎して迎えてくれますか。

○説明員(赤沢璋一君) 歓迎はいたしていただけます。建物につきましては、たいだいま申し上げましたように四億七千万円余の経費のうちで政府は一億しか出しておりませんので、これは確かに政府の持ち分は四分の一以下ということにございまして、土地につきましても、国有地の払い下げを受けておりました。これは全額、いわば政府が出しました出資金から一億、あとの五千万円は分割払いということでございまして、こういうことで土地建物の面では総額六億二千七百万のうちで政府の出資金が二億しか入っておりませんから、まあ三分の一程度が政府、三分の二は民間の出資金と寄付金という形に相なっておりますが、年間のこの予算について、お手元にございませぬ資料でおわかりいただけますように、その予算の大部分は政府の補助金でございませぬ。いわゆる自己資金と申しますものが約五千万円程度計上してございませぬ。このうちのいわゆる民間からいただくお金の会費、賛助会員の会費、費用でございませぬが、これは

わずかに二千七百万円でございます。そういうことでございませぬので、建物、土地等には、ああいう公共的なものでございませぬから、民間の寄付も仰いでやっております。たといは、実際の運用につきましては、たとえは三十八年度で申しますと、総額三億七千四百万円の総予算の中で、民間からのいわゆる会費というものが充てられておられるのは二千五百万円にすぎない、かようなことに相なっているわけにございませぬ。

○阿部竹松君 ひさしを貸しておもやを取られるという苦しいことわざがございませぬが、幾つかそういう例を見ておられるわけにございませぬ。東北開発公庫をはじめ、ですから、これもそうなりはせぬかという心配と、特に資力が向こうのほうが多いわけですから、赤沢さんもやはり通産省の主権保持にたいへんな御苦労だと思っております。しかし、国の税金を使ってやっております。それから、やはりひさしを貸しておもやを取られるというところではないようにお願いしたいのと、それからもう一つ、いま御説明のあった建物、これが一番大きな仕事ですね。これは全然報告に——私にたいだいまおつて読まぬのでもせぬが、そういうのはやはり報告せなければいけません。知らぬです。僕らはたまたまあそこを通るものだから、アメリカの空軍の司令部の一角をわが日本国で占領したと思つて見てたら、アジア研究所というのがかかっていらる。赤間先生にこゝに笑つていらる。おもしろく赤間先生も知らなと思つておられます。ああいうのは報告する必要がある。そして、外務省に半分貸しているというの初めて聞いた。貸す

べき筋合いのものかどうかということ。やはり問題だと思つておられます。しかし、それはさておきまして、さいぜん樺委員からも発言がございませぬ。ジェトロや、それからこの研究所、国会図書館、当商工委員会の今日では管轄でございませぬけれども、科学情報センターというのがある。これが左前になつておられるわけにございませぬ。ジェトロも左前です。ということは、諸外国に行つても、もうこの予算書を見てもわかるように、二千万円から三千万円、国会図書館もそんなものです。科学情報センターも資力がなからそんなものです。ジェトロも、樺委員の発言があつたように、ですから、てんで帯に短したすきに長しという仕事しかやらぬわけにございませぬ。一方、諸外国、ヨーロッパ諸国における例を見ても、オランダ、ベルギー等を見ても、駐在員を派遣したら十年、十五年置くわけです。土地の思想はもちろんなこと、食べ物から好み、一切調査して、本國へ連絡をとつて、ここの國はどうかというのが必要だということまでやはり経済に対する関心を深めるわけにございませぬ。日本は機関はたくさんあるけれども、二千万、三千万で、往復の旅費を入れたら使つておられるわけにございませぬ。私には、民間がやる分については、なかなか政府が指導するくらいでそれをやりなさいということでは言わぬけれども、いま言ったジェトロとか、アジア研とか、科学情報センター、国会図書館、これはやはり一つの総合した機関を——アジア研究所、あれだけりつぱな建物を建てて、外務省が入つておられるのなら外務省を追い出して、一本の建物をつくつて、そして國としてやるべきだ。金をこま切れに使つておられるわけにございませぬ。そういうことはいかぬ。したがって、一本にしなさいということが私の意見です。これはどういふことに御答弁をいただければよろしいか。

○政府委員(竹下登君) たいだいまの御意見は御意見として、私自身にも理解できない話ではございませぬが、今日までまいりました経過、そして現実の問題をいたしまして、いわゆる一般的な基礎調査、そして表現すれば非常にむずかしい表現になりますが、勘で申す上げますならば、よりホットなビジネスでも申しませぬか、そういう形において今日まで進んでおられますし、そしてその間の情報宣伝活動等については十分連絡をしておるといふふうに聞いておられますので、今日の姿でそれぞれ強化して続けていくべきである、かように考えておられます。

○阿部竹松君 最後は一つお尋ねいたしますが、これは今後とも寄付行為を続けていくわけにございませぬ、それで基礎が固まったということで、独立採算制で、向こうで調査活動をやつて、国内で資料を頒布して、その資料代金によって独立採算制でやつていくのですか。

○説明員(赤沢璋一君) 民間からのいわゆる寄付金というものをいただきましたのは、ビルを建てるための寄付をいただいたわけにございませぬ。いわゆる日常の事業活動につきましては、従前から御説明を申し上げておられますように、会費を徴収いたしました。これを事業活動の一部その他に充てておられるというにございませぬ。この研究所は、先ほども予算のときに申し上げましたように、いわゆる法律で定められ

ました特殊法人でございませぬので、その予算のほとんど大部分というものは政府の補助金でもってまかなわれてゐる。なお、補助金と申しまして、やはり国の経費でございませぬので、補助金の増高をできるだけ事業の範囲内で適正に持っていきたいと思つて、やはり自己資金面の拡充もはかつてまいりたい、かように考えておりますが、さしあたりのところでは、会費の値上げをするとか、あるいは別途多額の寄付金を募集するとかいうことは考えておりませぬ。

○阿部竹松君 そのところははっきりわからぬわけですが、私のお尋ねしたことは、政府からまた現在の金額に加えて、もう少しそういうことで来年、再来年と加えられていくかどうかということ。それから、会員から五万、十万という賛助会員云々で会費を取つていますね。そのほかに今日まで建物その他のために寄付金を取つてゐるわけですか。ですから、私のお尋ねせんとするところは、第一点は、会員の、五万か十万かわかりませぬけれども、これを取るのでしよう、それから現在の政府出資、これだけでやっていくのか、それとも、資料を頒布していくならば、利潤があらぬで困難だといふ場合には、何名かの会社あるいは個人から特殊的な寄付を取るかどうかというところをお尋ねしてゐるのです。

○説明員(赤沢璋一君) 自己資金につきましては、これ以上大きく伸びることはまずむずかしいと考えております。したがいまして、事業活動の拡充強化に伴う経費につきましては、政府の予算をもつて逐年まかなつていくという考え方で存じます。

○中田吉雄君 第一条にあります目的ですが、「基礎的かつ総合的な調査研究を行ない」、「まあやかましく言つて、あわてて持つてこられて、初めてアジア研究所の書類をいただいたのだ、それを見て、私国立の研究所におつたことがあるのですが、ほとんどこれは全く基礎的かつ総合的な研究、またそういうものが長期的な展望においては一番実用的かもしれない。しかし、それなら何もこういうふうにならぬでも、私は、大学の——東大にある社研とか、いろいろある、こういうものと同じようなことではないのじゃないかと思つたのですが、やはり「基礎的かつ総合的な調査研究」で、そして「貿易の拡大並びに「経済協力」に資する」というのは、これはやはり、セミナーを開くということではなしに、もっと問題の取り上げ方に相当工夫を要するのじゃないかと思つたのですが、先日いただいたような形では、これは全く純粋な研究所でいんじゃないかと思つた。うな気がしたのですが、どうでしょう。

○説明員(赤沢璋一君) 御参考までに資料を差し上げたわけでございます。たいへんおくれまして失礼いたしました。あの資料等であるいは御理解いただいたかと思つたのですが、この研究所は名実ともに基礎的、総合的な研究をいたしておるのでございませぬが、しからは大学との研究とどうか、こういう御質問かと思つた。私もこういう研究問題はどうとございませぬので、答弁がびたり当たつておりますかどうか、はなはだ疑問でございませぬが、やはり大学の場合には、もう少し学問的と申しますか、学術的と申す

ますか、そういう点が加味されておるように思われるのであります。たとえば技術研究の場合にも、大学で行ないます研究とそれから通産省付属研究所等で行なつております研究とがございませぬが、この場合には用語としては、むしろ大学の場合には基礎研究、通産省の付属研究機関等では目的的研究ということばを使つておりますが、やはり学問というものを中心にした研究よりも、経済協力、貿易ということばを頭に置いて、その辺を目的に置いた基礎であり総合であるという研究であろうかと存じます。やはりその辺は若干ニュアンスが違うのじゃないかと思つたのですが、また外国の同様なものを若干調べてみたのでございませぬが、やはり大学に付属せず、アジ研と同じような研究を行なつておりますものが、イギリスの王立国際問題研究所あるいは海外開発研究所、オランダの社会問題研究所、こういうふうなものがあるようございませぬ。いずれも著名な大学等とも連絡をとりながら、しかしやはり目的に幾らか、何と申しますか、いま先生がお話のように、長期に見た、あるいは基礎的に見た上では最も現実的な研究を進めておるといふことではないかと思つております。

りますように、自主性を尊重して非常に効率的にやるといふことがあつたのですが、先日福田大臣がほとんど人事その他について野放しのような御発言があつたように思ふのですが、私は通産省所屬である限りは、やはり目的を達するためにも、監督とは言いませんが、十分研究のテーマとか、その実際の応用とか、相当緊密な連絡が必要じゃないかと思つたのですが、まじめことばはいいのですが、自主性を尊重するとも言えるのですが、ほとんど何も干渉しない——干渉と言つては悪いんですが、ほとんど野放しのような御発言があつたのですが、私は、この目的を達するためには、もっとやはり所管省と緊密な連絡が、調査のテーマの設定とかあるいは広報活動等についても必要じゃないかと思つておられますが、それはいかがでしょう。

○政府委員(竹下登君) これは、私もこれで実は読んだところであります。が、設立の経過におきまして、いわゆる人事等については小林、東畑両氏に一任し、かつ総理、通産、外務大臣は全面的にこれを援助するといふような経過において、私もこれで見ました。たように、私もこれで拝見いたしました。後におきまして、きょう月一回ずつの緊密な連絡会議を開きまして、先生の御意見の趣旨の方向で努力をいたしておる、こういうふうに理解をいたしております。

○中田吉雄君 まあ、自然科学的な、あるいは技術的な問題ならなんでも、社会科学のほうなら、私は、先日いただいたようなのは、目的意識といふますか、そういうことが直ちに第一條に沿うかどうかは、これは非常に疑問だと思つたのですが、これは見解の相違かもしれませぬが、竹下次官にお伺いをいたしますが、これにもあ

が達せられぬ非常に大きな原因じゃないかと思つたのですが、会長は小林さんですか、財界の世話役稼業の大御所がなつておられるところにも、この研究所の象徴的な意味を含んでゐると思つたのですが、私は、もっと純粋な活動をするためには、政府がその必要を認め、もっとこれをふやして、そういうものから拘束されぬようにして、椿、阿部御両氏が言われたようなことをすることが、やはり誤解を受けず、これが広範な関係業者のものと広い支持を得るのじゃないかと思つたのですが、やはり二千七百万というふうな賛助会員の収入なしにはやれませぬか、これはどうですか。

○政府委員(竹下登君) まあこれが当初経過におきまして、財団法人から特殊法人へ移行してきた、それが今日賛助会の形で残つてゐるといふところが解しておりました。ただいまのところ賛助会なるものをやめるといふ考え方は持つておりませぬ。が、しかし、その方向におきましては、そういう経過過程をとつたがゆえに広範なPR活動等に今日制約されてゐるといふようには考えておりませぬので、前向きな形で、先ほど阿部先生、椿先生にお答え申し上げましたような方向で、より一そうこれが一般的に活用されるよう検討を続けていきたい、かように考えております。

○委員(前田久吉君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員(前田久吉君) 速記をつけ
他に御発言もなければ、本案に対す

る質疑は本日はこの程度にとどめま

○委員長(前田久吉君) 次に、軽機械の輸出の振興に関する法律の一部を改正する法律案及び電子工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

○近藤信一君 この両法案は、いずれも法律の期限を五年間と七年間延長しようとするもので、法案自体はきわめて簡単な内容であります。しかし、実を申し上げますならば、新しい法律を五年なり七年なりの限時法として立法するのと同じく、これは審議すべきでございまして、私どもは重大な責任を感じるわけでありまして、一定の期限をつけた限時法につきましては、その期限内に法律の目的が達せられたのでございまして、その法律は当然廃止されていくものでありましよう。たとえ

ば、先般衆議院から送付されてまいりました石油資源探査促進臨時措置法を廃止する法律案のごときは、多分その例と言えます。しかし、大部分のものは延長しております。逆に、期限内にあまり効果がなかったのであれば、それ以上延長しても意味ないということにもなりません。これをまた延長しても意味がないことになり、廃止すべきものだというべきじゃないかと思うのです。今回、両法案について、それぞれ期限が切れるのでこれを延長しようとするのは、いま私が申し上げました二

つの状態の間であるからだと思うのであります。効果はあったがまだ十分とはいえない、このまま延長してその効果を十分なものにしたいというのが理由であらうかとも思います。そこで、これらの法案の質疑に入る前に、現行法がこれまでの五年なり七年なりの間に果たしてまいりました役割というか、そのメリットとして、どういふ点が指摘できるのか、そうしてまた今後この法律によって何を期待しているのかということにつきまして、提案理由で不十分な点もございするから、それぞれ産業の現状とあわせてひとつ説明をしていただきたいのであります。

○政府委員(竹下登君) これは重工業局長から御説明申し上げます。

○政府委員(森崎久壽君) 御質問の点につきまして、ちようど資料を用意してまいりましたので、配付いたしました資料につきまして御説明申し上げます。

最初に、軽機械の輸出の振興に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、法律の制定の経緯、現況というふうな点について説明を申し上げます。

軽機械輸出振興法の対象となっておりまして、双眼鏡の輸出は、昭和三十年ごろから急速な伸びを示しております。わが国の外貨獲得の重要な一翼をになうに至つたわけでございまして、輸出の伸長につれて業界の過当競争がようやく激しくなりまして、昭和三十三年、四十年時は輸出価格の低落の傾向がいよいよ顕著になってまいりました。また、両業界とも、後ほど資料で御説明申し上げますが、中

小企業を主体とするために、当時はほとんどめぐら貿易に近い状態に置かれて、海外の事情にうとく、海外市場への広告、宣伝活動はほとんど行なわれていないような状態にございまして、このような事態に対処いたしました。この二つの点が、この法律の重点でございまして、本年六月三十日が期限であります。

その後のこの法律の施行状況でございまして、この法律の対象となりますところの軽機械は、法律の別表で、現在ミシンと双眼鏡になっておりますが、軽機械の部品につきましては、政令で指定することになっておりまして、ミシンについては十二品目、双眼鏡につきましては鏡体という一品目を指定いたしました。設備、技術者、検査方法、品質管理の方法等についての登録基準を定めまして、その生産設備等の整備と品質の向上をはかっております。

また、ミシンと双眼鏡の完成品につきましては、三十四年九月、双眼鏡につきましては三十六年四月から登録停止を行なひまして、中小企業団体の調整活動を補完して新規の業者の発生を防止し、輸出面における過当競争の防止と輸出秩序の確立をはかっております。これも後ほど資料で御説明を申し上げます。

次に、日本ミシン輸出振興事業協会及び日本双眼鏡輸出振興事業協会を昭和三十四年十月に設立いたしました。今日までに、ニューヨーク、デューセルドールフ、バンコック、パナマに駐在員をそれぞれ派遣いたしました。海外市場の調査、軽機械の紹介、宣伝、輸入制限対策等の事業を活性化を行なっております。また、近々本国会において

お願いいたします予算におきまして補助をいたす予算を計上いたしてございまして、ロンドンにも駐在員を派遣するということを考えておるわけでござい

で、今回単純にこの法律を延長するというところをお願いするわけでござい

ますが、その理由は、この法律と中小企業団体の併用によりまして、輸出面における過当競争の防止と、海外における市場開拓、輸出秩序の確立、輸入制限に対する対策等の事業をさらに活発に進めていくわけでありまして、まずミシンにつきましては、業界の自主的な体制整備がかなり進みまして、アメリカ、カナダ向けの輸出ミシンにつきましては、輸出取引系列がようやく整備されまして、メーカー、エキスパート、向こうのバイヤー、こうい

ったものにつきまして三十三の系列づくりをして実施いたしてござい

ますが、その他の地域、ヨーロッパとかイギリスにつきましても、輸出取引系列の整備に着手いたしておるわけでござ

います。双眼鏡につきましては、ミシンに比べまして輸出体制の整備のテンポがかなりおくれたわけでござい

ますが、現在、登録停止によりまして、ミシンと同様に輸出面における系列取引を促進しまして、その整備をはかることが適正であるというところを考

えて、その方向で努力しております。その整備には、なほ相当の期間を要するものと考えられまして、ミシンの米加向け輸出体制の整備に要した期間

は、これはやはり四年前後かかっておりますが、そういう期間を考慮いたしますと、その体制整備には今後なおほ

は五年間を必要とするという考え方をいたしております。

また、輸出振興事業協会は、海外における市場調査、宣伝、販売網の整備、輸出制限対策等の事業を行ないまして、相当の効果をあげておりますが、最近では、さらに先進国の巻き返しがございます。また、インドあたりからの進出、香港からの進出といった攻勢がございますから、この業務の重要性は、ますます大きくなってまいりますので、両業界につきましまして輸出体制を整備され、海外の販売網が確立されるまでの間は、これらの業務を専門に行なう機関を設けておく必要があると考えておるわけでございます。

そういう段階にあるときに、本法を廃止するということは、せっかく進捗しつつある輸出体制の整備を後退させるような結果になりますし、かつ両機種種の輸出にも影響を及ぼすところが大きゅうございますので、本法を五年間延長いたしまして、この期間に所要の体制整備をはかりたいということを考えているわけでございます。

横書きの統計資料——ミシン、双眼鏡に関する資料でございますが、第一ページのところをちょっとごらん願いたいと思います。まず家庭用ミシンの輸出関係でございます。三十八年を例にとりまして、金額にいたしまして百八十億円の輸出をいたしております。これは国内生産状態の六割を少しこえるくらいの比率でございます。また、右側の双眼鏡につきましましては、輸出は六十五億圓——千八百万ドル程度に当たるかと思いますが、これは輸出比率としましては九四、五%を占めるよう

な計算になるわけでございます。次に、二ページをごらん願いたいと思っております。ミシンにつきましましての輸出先でございますが、全体の輸出の約五割が北米向けでございます。一八%がヨーロッパ向けでございます。最近ではヨーロッパに対する伸びが相当ふえてきているという状況でございます。双眼鏡につきましましては、やはり五割が北米向け、そして四割近いものがヨーロッパに向いているというふうにかつこうになっております。

次に、三ページをごらん願いますと、全世界における日本のミシン、双眼鏡の占有率でございますが、ミシンにつきましましては六割、双眼鏡につきましましては八割五分を日本の輸出品で占占有しているという状態でございます。

次は、輸出数量その他でございますが、中小企業の比率といたしまして、家庭用ミシンは約六割を占めておりまして、双眼鏡につきましましては九九%までが中小企業で占められておるといふ状態でございます。この比率は、三十五年、三十六年、最近に至りましてもあまり変更いたしておりません。

登録事業者の推移でございますが、ミシンにつきましましては、本法が施行されましたときは完成品が百二十一名いたわけでありまして、いろいろと整理統合されまして、現在は六十七企業になつておるわけでございます。その他の部品関係は、大体横すべりというふうな状態になつておるのであります。

従業員関係について六ページに表がございまして、人員につきましても同じように横すべりのような状態でございます。

最後に、ミシン、双眼鏡輸出振興事業協会の活動状況でございますが、いづれも市場調査団によりまして外国の市場調査を班を分けましていろいろやりまして、帰ってきたものについて、十分そのメンバーにそれを徹底していくという問題。

それから、特許の問題であります。特許につきましまして、十分その問題についての分析を行ない、競争の見本品を買ひまして、これを商品分析するというような活動をいたしてございまして、

また、特別調査といたしまして、各事業をいろいろよく調べるといふこととで、特に香港の双眼鏡の実態調査といたつた点につきましまして特別の調査を最近いたしておるわけでございます。

先ほど申し上げましたように、海外におきましては、駐在員を派遣いたしまして、この駐在員が、需要動向の調査、あるいは日本側における諸施策の現地への反映、そういったことを進めておられます。ことにミシンにつきましましては、御承知のように、アメリカに起こりましたシンガー問題も駐在員の活動によりまして片づきつありまして、またEBCにおける混合関税問題につきましても、駐在員の活動によつて現在のところ非常に好転しておるといふような状態でございます。

あとPR業務とか、品質改善の業務につきましまして、資料を用意いたしていただくわけでございます。

次に、引き続きまして電子工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案につきましまして、同じくお手元に差し上げました資料について御説明申し上げます。

この法律の制定されましたのは昭和三十二年でございます。当時のわが国の電子工業はようやく生産体制が整いつつある段階でございます。技術面におきましても、生産性の面におきましても、先進諸国に比しまして格差が非常に激しかったものであります。しかし、先進諸国における技術の進展は非常に激しくなりました。当時外国特許の進出その他が非常に憂慮されたわけでございます。そこで、電子工業につきましまして、部品、材料、機器の全般にわたりました一貫した総合的施策を講じ、早急にわが国の電子工業を均衡のとれた形で発展させようということが重要になりました。三十二年六月にこの法律を制定していただいたわけでありまして、

法律の概要は、やはりこの場合にも二つございまして、

第一点は、基本計画をつくり、そして電子工業の中で今後実施していくべき試験研究の課題、今後生産を開始しまた生産を拡大していくための業種、生産の合理化をどうしても促進する必要があるもの、こういったものを政令で指定いたしました。そのおののについて振興の目標を示す基本計画をつくり、また年度ごとにその実施計画をつくりまして、これを総合的に進めるという考え方があります。これに際しまして、開発銀行による特別融資、税制上の特別措置の適用、あるいは試験研究補助金の制度の活用というところを行なうことが一つの柱になっております。

第二番目は、生産の合理化の計画を達成するために必要な場合に、通産大臣の指示によりまして規格の統一などの共同行為を実施し得ることをきめており

ます。そうして、この法律は施行の日から七年以内——昭和三十九年六月十日までに廃止するものとなっております。わけでございます。

自來、その法律の施行状況でございますが、まず先ほど申し上げました試験研究を促進すべき機種でございますが、たとえば高性能の計数型電子計算機、電子式電話交換装置、高性能の半導体、こういったもの十九種類を指定いたしました。そのおのののについて研究計画を進めまして、研究の目標を明らかにしまして、これに試験研究補助金を交付し、計画の達成をはかりました。これによりまして、たとえば中型、小型の計数型電子計算機はすでに国産化に成功いたしました。また大型のものにつきましてもその開発が順調に進むようになっております。

それから第二番目に、生産を開始しまたは拡大を促進すべき機種を指定することになっておりますが、イメージ・オルソコン、あるいはビデオテープレコーダー用磁気テープなど四機種を指定いたしました。そのおのののにつきましまして生産計画の定める目標、生産数量を明らかにし、これに開発銀行からの融資を行ないまして、計画の達成をはかりました。これによりまして、たとえばビデオテープレコーダーに使用しますところの磁気テープも最近ようやく国産化が多くなりまして、NHKに使用されるようになっております。

それから第三番目の、生産合理化を促進すべき機種の指定でございますが、これは抵抗器とか、サーボモーターとか、高周波測定器、こういった二十機種を指定いたしました。そのお

促進すべき機種の指定でございますが、これは抵抗器とか、サーボモーターとか、高周波測定器、こういった二十機種を指定いたしました。そのお

のおのついで生産の合理化計画をきめ、コストの引き下げの目標とか、品質性能の向上の目標などを明らかにしまして、やはり同じく開発銀行からの融資だとか、あるいは租税特別措置法による特例償却制度、こういったものを適用しまして計画の達成をはかります。たとえば、抵抗器の生産品は一五〇引き下げられたということが例にあげられます。

そういう施策を推進するために、今日までに日本開発銀行よりの融資は約二十三億円、七十一件でございます。また、試験研究補助金の交付は十七億というような実績をあげておるわけでございます。

この法律の改正、延長をお願いしなすところの理由でございますが、この法律制定以来、おかげさまで、技術面、生産面でわが国の電子工業は発展いたしました。生産金額では当時の四倍、六千九百億円、輸出金額では当時の十七倍の千三百八十億円、これは四億ドル、正確に申し上げますと三億八千万ドルくらいでございます。約四億ドルの輸出をするに比べております。逆に輸入金額では当時の六倍になっておりまして、五百十億円、約一億四千万ドルの輸入でございます。従業員は、三十六年現在で当時の二・六倍、三十六万人、企業数で当時の一・七倍の二千九百五十企業というようになっております。

しかし、まだ問題がございます。わが国の電子工業の中を見ますと、輸出しておりますものの九〇％以上は民生用の機器でございます。ラジオ、テレビの類でございます。輸入してありますものの九〇％程度は、産業用機器でございます。電子計算機とかオートメーションに関連する機器であります。産業用機器の国際競争力はまだまだ十分でないことを示しております。特に輸入の中で四〇％は電子計算機が占めております。それが将来有望商品であり、かつ電子工業の非常に高度の技術を駆使するものであるだけに、非常に大きな問題だと思われたいと思っております。先進諸国におきまして、電子工業技術はなお急速に発展しております。わが国においても、世界の大勢におおわれることのないように、今後一段と技術開発、新製品の開発、品質性能の向上ということにとめる必要が痛感されるわけでありまして、そこで、この法律をさらに延長していただきまして、計画的、総合的に進めていきたいという考えでいるわけでございます。

今回の改正に際しまして、現代における世界とわが国における電子工業の状況から考えまして、従来から行なっていた諸施策をさらに継続することが大体適当と考えられましたので、法律の内容を変更することなく、単に期限のみを延長することをお願いしております。延長期限を昭和四十六年三月三十一日までということをお願いしておりますのは、今後実用化しなればならないものとして考えられております。たとえばミリ波通信とか、超大型電子計算機、微小回路、こういったものを研究段階を経て実用化にもっていく。また、わが国電子工業界の構造は、先ほど申し上げましたように、民生用機器に片寄っておりますので、産業用機器の比重を相当高めて、電子機器を産業界へ浸透させる必要がありまして、こういうことによりましてわが国電子工業の一応の基礎固めをするにはなお七年程度を要すると考えたからであります。

なお、これも同様に統計資料を用意してまいりましたが、簡単にちょっと部分的に御説明申し上げたいと思っております。八ページから九ページにまいりますが、電子工業の生産額の推移でございますが、先ほど御説明申し上げましたように、九ページにトータルが出ております。六千九百億。この法律を制定したとき、この法律を制定したときの増強になっておりますが、この中でやはり伸び率の非常に多いのは、八ページの一番上に書いてございますラジオ、テレビジョン、こういったものの民生用機器でございます。これが約五倍に伸びております。それから、次にまいりまして、輸出の推移でございますが、十ページに輸出の推移を統計上掲げてございまして、全体で千三百七十九億円でございますが、この右側の構成比をちょっとごらん願いたいと思っております。輸出の大部分は一番上のラジオ受信機、これが四六％でございます。テレビの受信機が一〇％。このテレビ、ラジオでもって五六％を占めておられるというふうな状態でございます。先ほど申し上げましたように、工業用の関係の輸出はまだまだというところであります。

逆に輸入面でございますが、十一ページに輸入の表を掲げておきました。まん中あたりに計算機というのがございまして、これが輸入の五一％を占めておられるわけでございます。しかも、このように計算機等につきましてはまだ自由化いたしておりません。相当制限をしましてこの程度の状態でございます。輸入面におきましては、ほとんどが工業用の機器類によって占められているということが御理解いただけたかと思っております。

十二ページに飛びまして、従業員の推移、当初三十二年ごろは十四万の従業員が、現在三十六万にのぼっているというところでございます。

一番最後のところに、規模別の企業数を掲げておりました。大企業と中小企業とに分けてございまして、一番右側に、従業員別に考えますと大企業が五〇％、資本金別に考えますと大企業は三〇％というふうな考えられるわけでございます。

一応、簡単でございますが、この法案につきましての現状を御説明申し上げた次第でございます。

○近藤信一君 いろいろと御説明を願いましたが、そうしてさらに資料をいただきましたが、この際、軽機械工業のほうに對しましては、もう少し詳しく、いわゆる事業報告書というものがあれば、それをいただきたい。

それから、電子工業の關係につきまして、このこの試験研究機関というものがある。その名前と、研究内容等の一覧表、民間企業の研究機関のわかる資料、こういうようなものをひとつ要求しておきますから、次の委員会でもひとつ出していただきたいと思っております。

○政府委員(森崎久壽君) 至急作成いたしまして御提出申し上げます。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時二十六分散会

二月二十八日日本委員会に左の案件を付託された。

一、特許法等の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律案 (特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 特許原簿は、その全部又は一部を磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ)をもつて調製することができる。

第百八十六条中「又は書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付」に改める。

別表十三の項の次に次のように加える。

第十四	第八十六條の規定により特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記載されている事項を記載した書類の交付を請求する者	一件につき八十円
-----	---	----------

(実用新案法の一部改正)

第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十九条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 実用新案原簿は、その全部又は一部を磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。

第十四	第五十五條第四項において準用する特許法第八十六條の規定により実用新案原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記載されている事項を記載した書類の交付を請求する者	一件につき八十円
-----	--	----------

(意匠法の一部改正)

第三条 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第六十一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 意匠原簿は、その全部又は一部を磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。

第十五	第六十三條の規定により意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記載されている事項を記載した書類の交付を請求する者	一件につき八十円
-----	---	----------

(商標法の一部改正)

第四条 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第七十一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 商標原簿は、その全部又は一部を磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。

類の交付」に改める。別表に次のように加える。

第十一	第七十二條の規定により商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記載されている事項を記載した書類の交付を請求する者	一件につき八十円
-----	---	----------

附則

この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

二月二十八日日本委員会に左の案件を付託された。

一、炭鉱坑内保安等のため特殊防爆型照明兼非常警報電灯設備に関する省令制定の請願(第七三八号)

第七三八号 昭和三十九年二月十八日受理

炭鉱坑内保安等のため特殊防爆型照明兼非常警報電灯設備に関する省令制定の請願

請願者 福岡市南市崎町二九七 瀬々勝

紹介議員 亀井 光君

炭鉱の保安並びに労務者の福祉向上、能率増進を図るため、左記趣旨の省令を制定するよう配慮せられたとの請願。

一、甲・乙種両坑内とも特殊防爆型照明兼非常警報白熱電灯(百ワット以下)以外の電灯を使用してはならない。(但し、狭小場所あるいは短時間照明としては現在使用している安全電灯の使用可能)

二、電灯による非常点滅警報装置以外の警報信号器を使用してはならない。

理由 一、現在坑内作業現場の照明は、わずかにカンテラまたはキャップランプ程度の弱光だけなので、作業はもろろん歩行も困難であり、災害事故の未然発見、防止などとうていおぼつかない。

二、坑内に強力な特殊防爆型照明電灯を用いて、視力の到達する限りを保安要員だけでなく全鉱人が常に注視すれば、事故発生を事前に発見することが容易である。坑内では電灯だけでなく、すべての電気使用を憂慮する傾向があるが、これは製造業者、取付施工者、取扱使用者の三者が一貫した良識をもってことにあたれば心配ない。

三、石炭鉱山保安法に基づく石炭鉱山保安規則の坑内照明等の規定は、局長の特別許可を受けない乙種坑内では普通電灯を使用して差支えないと解され、坑内に炭じんが存在しない保証は困難であるのに、特殊防爆型電灯を必要としな

いことになり不可解である。

四、石炭鉱山保安規則の警報関係の規定によつて、(イ)電話による警報、(ロ)主として電鈴による警報の二種の方法及とられてはいるが、前者は寸秒を争う事故連絡には不適當であり、後者は他の併用価値がないので経済的に不利益である。

防爆型照明兼非常警報白熱電灯は、常時は照明電灯として使用(切羽並びに発破中も使用可能)できるもので、送電線の適所に防爆

型点滅発信機を附設し、その発信機に附着する防爆型押しぼたんスイッチを任意場所に分線して備えるものであるから、事故の発生とその位置を警報する施設として理想的である。停電その他の事故のため消灯する場合の用意としては、入坑者各自が安全懐中電灯(防爆型)を携行すればよい。(防爆型照明兼警報電灯に関する資料添付)